

2008.3.15

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室御中

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）」に対する意見

日本家庭科教育学会

職業 団体

住所 112-0012 文京区大塚3-29-1

日本教育連合会内

電話 03-3942-7885

1. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案（1）教育課程の改善関係の箇所について以下の変更を強く要望します。

小学校の標準授業時数の改正案

「家庭」に関する時間数を、第5学年・第6学年ともに各70時間への変更を強く要望します。

中学校の標準授業時数の改正案

「技術・家庭」の第3学年の時間数を、35時間から最低70時間への変更を強く要望します。

理由

昨年の12月の、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会宛「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」に関する意見書でも述べておりますが、再度、以下に記します。

- 1) 教科として授業が成立するには、毎週最低2時間、年間計70時間は必須条件です。小学校第5学年・第6学年、および、中学校第3学年に、最低70時間を保証すべきです。特に中学校の第3学年は、技術分野、家庭分野それぞれ年間17.5時間しかなく、これでは、教科の目標達成にはほど遠いです。
- 2) 家庭科教育は、衣食住の各生活や、生命と環境を守るための基礎知識や生活スキルを学ぶだけでなく、「自立」を目標に、自分を見つめたり、「ものづくり」や「乳幼児や高齢者とかかわる」「地域社会とかかわる」という体験をしながら、環境問題をはじめ、現実の生活の様々な課題をみつめてその解決のために実践することを学ぶ総合的な視点をもつ教科です。21世紀の社会が求めている学びがある教科だからです。
- 3) 人と生活についての教育は、人間の生きる力を育てる土台です。土台が軟弱では、教育の成果をあげることはできないと考えるからです。

以上